

ファースト・スタディ日本語学校 大阪本校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を通じて、自国の発展、国家間の橋渡し、ついでには世界への貢献に積極的に尽力できる若者たちを育成し、多数社会へ輩出することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、ファースト・スタディ日本語学校大阪本校という。

(位置)

第3条 本学は、大阪府大阪市中央区玉造1丁目21番8号に本校舎を置き、分校舎を大阪府大阪市東成区中道2丁目24番10号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学準備2年コース	2年	160人	8クラス	4月入学生
	進学準備1年9か月コース	1年9か月	40人	2クラス	7月入学生
	進学準備1年6か月コース	1年6か月	40人	2クラス	10月入学生
	進学準備1年3か月コース	1年3か月	20人	1クラス	1月入学生
	進学準備1年コース	1年	20人	1クラス	4月入学生
	小 計			280人	14クラス
第2部	進学準備2年コース	2年	140人	7クラス	4月入学生
	進学準備1年9か月コース	1年9か月	40人	2クラス	7月入学生
	進学準備1年6か月コース	1年6か月	40人	2クラス	10月入学生
	進学準備1年3か月コース	1年3か月	20人	1クラス	1月入学生
	進学準備1年コース	1年	20人	1クラス	4月入学生
	小 計			260人	13クラス
合 計			540人	27クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月(又は7月、又は10月、又は1月)に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 日本の国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏季休業(年度ごと別途定めて通知する。)
 - (5) 冬季休業(年度ごと別途定めて通知する。)
 - (6) 春季休業(年度ごと別途定めて通知する。)
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は別紙に定めるとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とし、1年あたり760単位時間を下らないものとする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、次のとおりとする。

- (1) 学期末に「文字語彙」「文法」「読解」「聴解」「会話」「作文」の6科目の日本語力評価のほか、「意欲態度」「出席率」を評価する。日本語力評価は、通常授業時の平常点と定期試験の成績をもって決定する。
- (2) 日本語能力は5段階評価、意欲態度は3段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 32人以上(うち専任16人以上)
 - (4) 生活指導担当者 3人以上(うち専任2人以上)
 - (5) 事務職員 3人以上(うち専任2人以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手段によって日本への入国が許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は4月及び7月及び10月及び1月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

3 所定の期間には満たないが、成績優秀のため、次期在籍クラスが無くなる者については卒業を認定する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席率が著しく悪い者

- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 所定の期日までに学費を納入しない者

第5章 生徒納付金

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 進学準備2年コース

- 入学選考料 / 51,000円
- 入学金 / 86,000円
- 2年間授業料 / 1,368,000円
- 教材費 / 75,000円
- 留学生保険料 / 20,000円
- 健康診断料 / 15,000円
- 設備費 / 40,000円

(2) 進学準備1年9か月コース

- 入学選考料 / 51,000円
- 入学金 / 86,000円
- 授業料 / 1,197,000円
- 教材費 / 70,500円
- 留学生保険料 / 17,900円
- 健康診断料 / 15,000円
- 設備費 / 35,000円

(3) 進学準備1年6か月コース

- 入学選考料 / 51,000円
- 入学金 / 86,000円
- 授業料 / 1,026,000円
- 教材費 / 62,500円
- 留学生保険料 / 15,800円
- 健康診断料 / 15,000円
- 設備費 / 30,000円

(4) 進学準備1年3か月コース

- 入学選考料 / 51,000円
- 入学金 / 86,000円
- 授業料 / 855,000円
- 教材費 / 56,000円
- 留学生保険料 / 13,300円
- 健康診断料 / 15,000円
- 設備費 / 25,000円

(5) 進学準備1年コース

- 入学選考料 / 51,000円
- 入学金 / 86,000円
- 授業料 / 684,000円

教材費 / 50,500円
留学生保険料 / 10,000円
健康診断料 / 7,500円
設備費 / 20,000円

(納入)

- 第20条** 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別な事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

- 第21条** 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

- 第22条** 既に納付した生徒納付金は、原則として返還しない。
- 2 入学日の前日までに入学を取りやめる場合は、入学選考料、入学金を除き返還する。返還にかかる送金手数料は全額生徒が負担するものとする。

第6章 雑則

(寄宿舎)

- 第23条** 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

- 第24条** 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

- 第25条** この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和5年10月1日から施行する。